

平成28年

建設消防委員会

3月15日

豊明市議会

建設消防委員会会議録

平成28年3月15日

午前10時00分 開会

午後2時27分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤千鶴	副委員長	毛受明宏
委員	富永秀一	委員	早川直彦
委員	杉浦光男	委員	村山金敏
議長	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事課長補佐 兼庶務担当係長	平野幸子	議事担当係長	水野美樹

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	経済建設部長	坪野順司
消防長	土屋正典	産業振興課長	鈴木英樹
土木課長	朝岡正志	都市計画課長	下廣信秀
環境課長	宇佐見恭裕	消防総務課長	稲垣聡
消防署長	古橋三佐男	消防署主幹	毛受淳一
産業振興課長補佐	和籐健	土木課長補佐	近藤潔
土木課長補佐	加藤忠	都市計画課長補佐	花木喜久治
都市計画課長補佐	星子恭士	都市計画課長補佐	堅田直寛
環境課長補佐	石川悟	消防総務課長補佐	相木義博
消防総務課長補佐	羽場浩一郎		

5. 傍聴議員

郷右近修	清水義昭	鵜飼貞雄	近藤裕英
蟹井智行	後藤学	宮本英彦	ふじえ真理子
近藤郁子	山盛さちえ	近藤善人	三浦桂司

一 色 美智子

6. 傍聴者

一般傍聴者 5名

午前10時開会

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから建設消防委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設消防委員会に付託されました案件、8議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、御挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さんにお願いですけれども、2回、総務と福祉文教と終わって感じるんですけども、やっぱり議員は市民の代弁者なので、こういう審議も質疑も、やっぱり回数を争っているわけではありませんので、内容をやはり重視していかなくちゃいけない、そこにやはり重点を置いてほしいなと思いますので、ちょっとまたいろいろと御検討いただきながら、当局に厳しい質疑をするのは結構ですけれども、やはりいろいろともう一度考え直さなくちゃいけない部分があるかな、そんな気がしますので御検討ください。よろしくお願ひします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席をお願いします。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には直ちに出席をいただきますようお願いいたします。

（関係職員以外退席をなす）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い、15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

初めに、議案第22号 豊明市空家等対策協議会設置条例の制定について、早川委員から豊明市空家等対策協議会設置条例に対する規則の資料要求がありました。早川委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 皆さん、おはようございます。

22号の空家対策設置条例につきましては、本法である特別措置法の中の協議会の中の委員の選定のこと書いてあります。その内容を確認するために、規則をぜひとも出していただきたいということで資料請求いたしました。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 当局において資料は用意できますか。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） 準備しております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。

当局においては議事の審査までに資料の用意をお願いいたします。

続いて、お諮りいたします。議案第46号 平成27年度豊明市一般会計補正予算（第4号）について、早川委員より資料請求がありました。早川委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 豊明市まち・ひと・しごとの創生戦略の中にも書かれているんですが、さらに総活躍の加速化交付金も加わって、どの事業がどれに該当するのか、それに対する効果とか効果額とかというのがちょっとわかりにくいところがありますので資料請求いたしました。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 当局において資料は用意できますか。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） 準備しております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 全会一致であります。

当局においては議案の審査までに資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第13号 市道の路線認定についてを議題といたします。

理事者より簡潔に説明を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 議案第13号、市道の認定について御説明いたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものです。

附図をごらんいただきながら説明いたします。

路線番号1669、路線名杳掛北300号は、起点を丸印、杳掛町豊山89地先とし、終点を、市道杳掛北278号に接する矢印、杳掛町焼山51番1地先とするものです。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定が必要になるからでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今、説明をお聞きしました。認定するについて、なぜここを認定するのかという真意というか、意義というか、そのことについてお聞きをいたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） この道路、もともと3.5メートルの幅員でありまして、3.5メートル幅員を増幅して寄附をいただきました。市道認定の要件4メートル以上を満たしておりますので、認定して市で管理することになりました。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 関連がありますので。

今、寄附をいただいたということですが、大体寄附をいただくときには何か、悪い言葉で言うと魂胆があるとか、何か理由があるわけですね。単なる市にもらってもらってということじゃないと思いますので、その辺のことが、もしくはわかりましたらお願いします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 寄附をいただいたところで工場の建設予定がありまして、今既に建っていますけれども、建てるための道路幅員が必要だということで寄附をいただいております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 1つ確認させてください。エフワイ成型株式会社様の前に、左側のゼブラゾーンがあるんですが、これ、消すんですよね。ゼブラゾーンが道路に引いてあるんですよ。もともとそこから幅員が狭くなって、そこを拡大してゼブラが残っていて、今の状態だと、右側に寄れと、道が広くなったところの誘導にもなりますので、それは消すのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） ゼブラゾーンと言われますと。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 現地確認されていないんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 現地は舗装されておりますけれども。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員、この地図のどの位置になるか。

○早川直彦委員 富永委員が持っているんですが、ここがエフワイ成型様なんですが、その前にゼブラゾーンがあるんですが、これがまだそのまま残ったままになって、これだと道路管理上危ないと思いますので、これ、どうするんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 寄附したところ、舗装して寄附していただきましたので、市のほうの対応がちょっとおこなわれていますけれども、ゼブラゾーン、消します。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 この道路認定したところ、それからその工場が建っているところを含めて、このあたりは、総合計画、それからマスタープランでも、工業地帯、産業地域というか工業地域というふうに指定されておりますか。これ、確認です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） この地域は、都市計画法の34条の12号で、調整区域なんですけれども、その区域に指定したところは、先端関係だとか研究所、それから愛知県が指定した集積業種については開発して工場が建てられるという地域でございます。

それで、先ほど、ちょっとつけ加えますと、早川委員からの質問の中で、エフワイ成型さんのところ、まず最初に工場が建ちました。そこを広げました。ただし、その左側に岩金と書いてあるところは、まだ工場が建っていませんので現道が狭かったんです。狭かったものですからゼブラによって通したと。

今回、岩金と書いてあるところに1つの工場が建って、そこが寄附していただいたものですから、全体が4メートル以上になったということで路線認定すると。それと、今、お話にあったゼブラの部分を消して真っすぐ出すと。そういうことでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 関連があるのでちょっと質問いたしますが、工場が建ったということは私も知っておりますが、要するにこれは、開発の1つの仕方という、面の開発とか、それから点の開発とかいろいろございますが、この場合は点の開発というふうに考えればよろしいですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） 点というよりも面ですよ、私、考えているのは。とりあえず今の区域の話からいきますと面的な整備ができますよというところで、この34の12号の区域に指定したところは全体で開発誘導面積8.8ヘクタール持っているんですけど、今回指定したところは6.9ヘクタールということで、ここの部分だけ面的な整備ができますよということです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 杉浦委員。

○杉浦光男委員 全部関連がありますので。

私の言うのは、もう開発して工場が建ったところがありますよと。34条12号でいきます

と、マスタープランに書いてある、総合計画で指定されておれば、市の権限でこういう工場は建てられますよというのは列挙されていますがね、愛知県の基準で、30か40ぐらい、だ一っとね。そういうことの1つとして、2つの工場ぐらい建っているけれども、その建ったところはその企業がそこを開発するということでここを開発したんだから、そういう意味でいうと点の開発ですねということをお聞きしたんですけれども、確認。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） そういう意味では点でございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 杉浦委員。

○杉浦光男委員 もうこれは討論でしゃべらにやいかんこと、自分の考えも入ってきますのでいけません、やっぱり過去から学ぶと非常に、点の開発の厳しさというか、あるいは難しさ、あるいは豊明にとって不利益、そういうことが過去にありましたが、そういうことを認識しますか。こういう質問をします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） 今までいろんなもので開発が進まなかったところについては、今、委員がおっしゃるとおりだと思っております。ただ、過去のことをどれだけのものをさかのぼって過去と言ったらいいかと私も言いづらいところがありますので、そういうものはあるかと思えます。

以上でございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほど寄附を受けたということですが、今の話だと岩金と書いてあるところの拡幅した部分については少なくともそうかなと思えますが、これ、市道認定した部分、これ全体について寄附を受けたということですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 下のほうというか、エフワイ化成のあたりは以前に受けておりますので、道路は広がっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 以前に受けているというのはどういう意味ですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 工場を建設するとき、今回と同じように寄附をいただいて、道路幅員は広がっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その寄附は受けたけれども、その時点では市道認定はしていなかったということですか。今この認定しているのは、この起点のところから矢印のところ全部の話ですよ。そこまで今回認定で、寄附は受けたけど、そこは認定していなかったということではないんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 丸印のところの左側の三角になっている部分が全て認定してありまして、今、今回寄附を受けたところだけ認定外、幅員がないので認定されていなかったんです。今回、ここが4メートルになりましたので全体を認定するという、そういうふうで、全体を認定しました。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 非常に紛らわしいんですけど、そうすると、今回認定をしたのは、どちらかというところのうちのこの部分を認定したという意味ですか。この先はもう既に認定されていたということですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） その部分は今までも認定されていなかったです。そこも含めて全体を認定したということです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 坪野部長。

○経済建設部長（坪野順司君） 補足します。

まず、エフワイ成型さんのところを開発の要件で6メートル以上にしなければならないということがあって、当然隣の岩金もそうなんですけど、6メートルにしなければ開発できません。だから、今言った3メートル50だったものを6メートルにするには、2メー

ター50を市に寄附して、その土地を市のものにすると、まずは、市の所有地にすると。

隣の岩金さんとともに、そこも開発で建物が建った。そこも6メートル以上にしなければだめですよという条件があります。だから下がって、その分を寄附にした。寄附してもらって市のものになったものですから、たまたま右側の道路の路線は認定してあります。左側もしてあります。この部分がしてないから、認定路線と認定路線も結べたものだから路線認定するということなんです。

だから、途中での路線認定はできないんですよ、あくまでも。認定道路と認定道路からの線を結ぶことでやっと路線認定できると。ただし、認定する前でももう市の道路だものですから、市道として管理はしておるんです。そういうようなことがあって、認定というのはこういうものですよということでございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 賛成しますが、次に理由があります。

先ほど私が質疑の中でも少し言いましたけれども、過去から学ぶということは非常に、僕が議員になってから学んだことも、この57号線沿い、そこの23号線をおりて57号線沿い、あそこも総合計画やマスタープランでは工業地域だよというようなことで指定してあります。

地区計画をやったところは別ですよ、新左山のね。地区計画じゃなくて、単なる34条の12号で示したと。しかし、あそこはいろんな形で開発しようと思ったけどできなくて、皆さんも見てわかるように57号線沿いは点の開発で、それぞれの企業が一定の条件に合えば建物を建てているじゃないですか。そうすると、市の全体の考え方とか総合的な計画というのはやっぱりちょっと手おくれになるという気がするわけですね。

34条の12号そのものも、市街化調整区域の中の産業立地、豊明なら豊明の産業立地ということを目的として34条の12号が適用できるわけですので、僕は、せっかく第5次総合計画でも、第5次でも、これからできる都市マスでも、あのあたりは工業地域として規制されるわけですので、本当に市がその気になって、あそこを面的な開発というか、市がやらなくても、そういう指導を通してうまくあそこが開発できるといいな、まさに豊明の生命線じゃないかなというふうに思うわけです。

このような形で路線の認定が個々の問題としてずっといろんなことがこれからあってい

くと、もう点の開発になっちゃって全体として開発するということが難しくなるかなという気がせんでもありません。

市長が言うように、産業の活性化ということに着目して、担当部署の方々、本当に知恵を絞って、あの土地をうまく活用できるようにしていただきたいなというように思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 私も市道認定について賛成の討論をさせていただきますが、道路管理者としてゼブラゾーンは何も影響ないのかもしれないといえばそうかもしれませんが、やっぱりそれに従っちゃえば正面衝突しちゃいますので、早急に適切な対応をしてください。

あと、もう一点、工業の集積地でありますので、道幅も広がって4トン車よりも10トン車も通ろうと思えば通れるようになります。舗装が余り、ちょっと現場も確認してきましたが、物すごく分厚いものじゃないと思いますので、道路管理のほうもしっかりしていただきたいのと、あと、片側はどぶがあって片側がどぶがない形になっていきますので、どぶがないほうの管理もしっかりしてください。よろしくお願いします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第13号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 豊明市空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

先ほど資料要求のありました資料を、事務局として配付をお願いいたします。

（事務局資料配付）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 理事者より、議案と、それから、今配付しました資料についての説明を簡潔に願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） それでは、議案第22号 豊明市空家等対策協議会設置条例の制定について、御説明いたします。

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、

豊明市空家等対策の計画策定や変更、またはその実施のための協議会の設置について定める必要があるからでございます。

1枚ページをはねていただきまして、条例案のほうを御説明します。

まず、第1条でございます。協議会の設置について記載されております。

続いて、第2条、こちらは、協議会の所掌事務として、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を所掌事務とすると記載されております。

それから、第3条、こちらは協議会の組織で、委員12名以内で組織すると、2項におきまして、市長のほか、学識経験者、学識の経験を有する者、その他市長が必要と認める者ということになっています。

第4条、委員の任期でございます。2年といたしております。

第5条、協議会に会長を置く、会長は委員の互選によるものとする。

それから、第6条でございます。協議会の会議は会長が招集し議長となると、2項で、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。

1枚はねていただきまして、関係者の出席というところ、第7条でございます。協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

第8条で庶務、会議の庶務は経済建設部の都市計画課において処理すると。

第9条、委任でございます。協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めると。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると。

以上で条例案のほうの説明を終わります。

続きまして、今、お手元にお配りしました規則案のほうをごらんください。

第1条におきまして、まず趣旨を定めております。

それから、第2条で所掌事務、第1号で空家等対策計画の策定及び変更に関する事務、第2号で特定空家等の判定に関する事務、第3号でその他空家等対策に関する事務と。

それから、第3条で委員を定めております。市長と学識経験者以外の委員になっていただく方を定めております。第1号で不動産の相続等権利の登記に関して知識を有する者、第2号で不動産の表示の登記調査に関し知識を有する者、第3号に宅地または建物の取引に関して知識を有する者、第4号に建築物の法規または構造等に関して知識を有する者、第5号、税務書類の作成または税務相談に関し知識を有する者、第6号、高齢者、障がい者などを対象とした相談援助の福祉に関し知識を有する者、第7号、所轄警察署の生活安全を所管する部署の長、第8号が副市長、第9号にその他市長が必要と認める者と。

続きまして、第4条でございます。市長の代理の部分になります。市長について事故等があるとき、または欠けたときは、副市長がその職務を代理すると。

裏面をごらんください。

第5条で守秘義務をうたっております。

第6条、こちらは作業部会、協議会は、空き家等に関する調査研究、または特定空家等の判定に関する情報収集を行うため、作業部会を置くことができると。

第7条、委任で、協議会に関して必要な事項は、委員長が協議会に諮って別に定めると。

附則としまして、この規則は公布の日から施行すると。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 2つですが、細かいことかもしれませんが、1つは、この運営規則のほう以案となつていますが、これは、そのまま、案でいいんですか。これが1つ。

続けてもう一つ。もう一つは条例のほうの7条で、この条例の組み立てとしては協議会を中心にば一っと流れてはいますが、7条で突如として協議会は関係者の出席を求めて、関係者って誰を言っているんですか、関係者の出席を求めると。

その2点です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） まず、規則のほうの案でございますが、条例のほうを見ていただきますと、第9条に委任があります。この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。ということで、第1回の協議会においてこの案を上程させていただきまして、委員の皆さんに協議をしていただいて、この案が通ればこのまま案がなくなるという形になります。

それから、もう一点。第7条ですね。条例のほうをごらんください。第7条に、「協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。」と。これの目的、趣旨でございますが、協議会の主な目的が、済みません、あちこちして、規則のほうをごらんください。第2条に大きく3つ目的が書かれております。その中の2番目、2号、ここに特定空家等の判定というところがあります。この特定空家を判定するのに、当然地元の区長様とか町内会長、そういう関係者の方をこの協議会に呼んで御意見を聞く、それを参考にして判定をすると

ということが考えられるので、条例のほうにこういう形で記載させていただいております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 質疑のある方は。

早川委員。

○早川直彦委員 杉浦委員の関連にもなりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法が一番の本法で、それに基づいて豊明市も協議会の設置条例をつくるわけなんです。本法の協議会のところには、協議会、第7条の第2項に、市町村長、あと地域住民と学識経験者、その他市町村長の認める者となっております。

なぜ、本法では地域住民を入れているのに、あえて地域住民を外したのか、基本的にスタンダードなほうを選ぶというのが正しい方法だと思いますが、あえて外した理由、変えた理由を教えてください。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 今、委員が御指摘のとおり、法律、法のほうには、地域住民とか市町村議会の議員というような明記がされております。そのほかに、文化等に関することとか。ですので、法律ですので日本全国一律にこの法は適用されると。ですので、例えば豊明市であれば、区長制度があり町内会がある、こういったような地域でございます。日本のこういった制度のない市町村と申しますか、そういったところは当然そういう方が、先ほど申しましたように関係者の意見を聞くということを考えると、こういう形ではこういうことも考えられるので、入れてあるのかなど。

それから、例えば、先ほど文化という話もしましたが、例えば地域によって、例えば京都みたいところで文化財保護のものがあれば、そこにはやっぱり文化財保護のすぐれた方が入っていただくとか、ですので、それぞれのやっぱり地域の特色に合わせてやるというのがまず1つだと思います。

それと、ちょっと話が長くなりますが、特定空家の判定をしていただくのに、やはり第三者的に公平公正に見ていただくというのが一番いいかなと思って、地元の住民という方を今回は外させていただいております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してお願いします。

国はそれにあわせてこういうガイドラインというものも示しています。この中の4ペー

ジにこのように書かれているんですよ。特定空家等は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない、特定空家等に関する措置を講ずるか否かについては、3つ目的があるんですが、判断の参考になる基準や、周囲の建物、通行人に対して悪影響を及ぼしていないか、あと、悪影響の程度と危険性の切迫性という部分を鑑み、総合的に判断する、だから、学識経験者だけじゃなくて多くの方の意見を聞くこともというのが考え方なんです、そこに地域住民を外すと逆に総合的に判断されないのではないのでしょうか。結局市民は、意見は聴取があれば聞くことができますが、外れてしまうと総合的な判断にならないという可能性はないのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） やはり地域の住民の方に入っていただくといい部分もありますが、特定空家の判定は、やはり私ども事務局としましては、やっぱり先ほど申しましたように第三者的な専門知識の方に判断をしていただきたいと、当然個人の財産に絡んでくるお話ですので、そこに重きを置いたということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 第3条で、条例のほう、人数について委員12人以内で組織するとあるわけですが、来年度に関してはこれまでの答弁で5人で6回会議を開くという予算がついてますよということでした。この人数の違いについて説明をお願いします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） まず、この規則のほうで、今、これ、私ども事務局案で出させていただいております。学識経験者の方、それから、1号が司法書士の方になります、それから、2号が土地家屋調査士、それから、3号が、宅建、宅地建物取引の資格を持ってみえる方、4号が建築士さん、それから、次が、5号が税理士さん、それから社会福祉士さん、警察署ということで、1、2、3、4、5、6、6号の方までがお金が必要かなど。それに、あと学識経験者の方と。そうすると7人になります。

予算は6人の5回だったと思います。これは、予算の範囲内で5回を見ておりますので、その予算の範囲内でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 原理原則をちょっとお聞きします。空き家でしょう。空き家は普通の空き家も特定空家も空き家なんです、特定空家となると、いわゆる普通の空き家、それはどう違うかという、その違いを列挙してください。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 特定空家の定義ですので、ちょっと今から、またちょっと長くなるかもしれませんが、よろしくお願います。

特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものを特定空家というというふうに定義づけられております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほど、今回は委員を6人にするということについての説明はありましたが、12人指定できるんだけれども6人というのは。6人じゃないか。何人でしたっけ。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 先ほどちょっと私の説明が下手で申しわけなかったです。

費用を払う、報酬を払う予定の方が、今回、予算は6人ですが7人になるのかなど。実際は、市長と、それから学識経験者以外に、ここ、規則を見ていただくと8名いますので、10名です。

そのほかに、第1回の協議会を開催したときにこういう方も必要じゃないかというお話が出れば、改めて委員に委嘱してもらおうというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、日進市も同様に3月議会に出して、日進市の議員に問い合わせしたら、こちらは入っているんですね。ちなみに、参考程度でいいですけど、地域住民が2人で区長会と公募市民の各1だというふうに聞いております。

この特定空き家に関して、国の国交省に問い合わせしました。もともと、どうしてこの協議会の中の委員にこれほどたくさんのお名前を明記したのかという理由を聞きました。先ほど私が、このガイドラインにある、まさしく総合的に判断するために必要ということで、市民を外すことについての説明をしたら、趣旨から考えるとちょっと何か違いますよね、しかしながら決めるのは各自治体ですというふうに言われました。

もともと考えている方からも、そういうふうにちょっと趣旨とは違うねという意見が出てくると、本当に地域住民を参考意見で呼び出して聞くだけが良いのかどうかという疑問が出てくるわけなんです、本当にその地域住民を外すことによって、本当にちゃんと担保されるのでしょうか、市民の意見が。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 協議会の中で、やっぱり先ほど申しましたように関係者の方の意見をお聞きすることができますので、これは十分反映されると考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほど、とりあえず10人で、プラス2はまだ余地があるということでしたが、先ほどから早川委員の話にも出てきているガイドラインの中では、空き家は、要するに不衛生だったり危険なものを除却するという部分と、あと、できるだけ、可能であればそれを活用するということも書いてあります。

空き家等を市町村等が修繕した後、地域の集会場とか井戸端交流サロンとか農村宿泊体験施設、住民と訪問客の交流スペース、移住希望者の住居等として当該空き家等を活用したりと、そういうことも可能性がありますよ。

そういう段階になってくると、例えば地域の方であったり、あるいは文化的な知識のある方が入ってもらうほうがいいことになるかもしれないんですが、例えば、現時点では10人だけでも、そういうことも想定はしているということではないでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 28年度当初予算の中に空き家の実態調査を含めさせていただいております。当然この中で、空き家の基準といいますとおかしいですが、これはすぐに手を打たなければいけない、いや、ここはまだちょっといいよと、そういう段階分けの基準をまずはつくと。それをしないとどこから手を打ったらいいのかというのができ

ませんので、そういった今後の対策の計画をつくる上で、現状がどういう状況かを把握し、その状況を把握する基準をまずはつくって、そこはやっぱり専門のプロの目をつくっていただきたいということでこういうメンバー。

委員が今お話ししたように、委員の任期は2年ですので、例えば空き家対策の有効な手だてが固まって、実際に変えていくとき、運用していくときには、それはそれで新しい委員さんをまた入れる、その対策にあわせて委員さんを選択するというのは1つの方法だと考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ、確認させていただきたいことがあります。規則の案を出していただいてありがとうございます。

裏面の守秘義務、第5条についてなんですが、今までの質疑の中でも個人の財産に関する部分ですということで、規則の案の中には守秘義務がうたわれているんですが、守秘義務が非常にウエートを占めるものであるならば、どうしてこれ、条例のほうに入れなかったのかという疑問もあるんですが、入れなかった理由について説明してください。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） それは規則で十分かなと思ったのが1つです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 この条例には臨時会を開くというような規定が入っていないわけですが、例えばマスコミが騒ぎ出すような何か空き家に関することが起きたときに、急遽集まってどうするというようなことができるように、臨時会についても定めておいたほうがいいのではないのかなとも思うんですが、いかがでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 条例のほうをごらんいただくと、第6条に協議会の会議は会長が招集しと書いてありますので、何回やるとか、そういうことは規定がありませんので、必要なときに応じて会長が会を開くと。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 確認したいんですが、規則の案の中に地域住民を入れる考えはもう全然ないのか、考える余地があるのか、どちらでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 先ほどから繰り返しになりますが、まずは28年度に情報収集をして、そこを決めていただきたいというか、その専門的な考えを重視したいということです、今の段階では、事務局としてはこの方々でお願いしたいと。

ただ、先ほどちょっとお話ししましたように、第1回の協議会の中でそういうお話が出てそうなる可能性はないとは言えないと思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 なぜこれを聞くかという、条例は議会の議決がありますが、規則は離れてしまえばもう行政のほうの裁量に任せちゃいますので聞いておりますので、入れるか入れないかの、今はもう入れられないと言えはもうずっと入れられない可能性が大ですので、今の時点では考えていないということによろしいでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 地元の方を入れるか入れないかというお話は、先ほどの富永委員がお話があったように、今の段階では私どもとしては専門的な方でお願いをしたいと。ただ、これが策定されて、状況が変わってきて委員の方々が必要だという判断が出れば、当然そのときには入れていくということになると思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 確認ですが、前の特別委員会の際の答弁の印象だと、何か突発的なことが起きたときは、それはまた今回のとは別だというような印象だったんですが、今伺った感じだと、それも何か突発的な判断をしなければいけないものがあつたら、市長が最終的には判断するとしても、こちらでどうするかというのを検討するということが十分あり得るというふうに解釈してよいですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 突発的と申しますと特定空家の件。

（急ぎでなければいけないの声あり）

○都市計画課長（下廣信秀君） 特定空家と申しますと、先ほどから説明したように相当古くなっているとか、ある程度、隣地に影響があるというものは突発的には出てこないというふうに考えていますので、事前調査の段階で把握ができるのかなというふうに考えていますので、その辺は、その件に関しては突発的な招集はないのかなと、今の段階ではそう考えています。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 私が言っている突発的というのは、例えばそこの空き家が原因で放火が起きるとか、異臭を放つとか、そういうことでマスコミが注目するような、そんな段階になったときに、じゃ、今、この組織は使わないのか使うのかと、そういうことです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 特定空家かどうかは別にして、それに加えるか加えないか判定が必要であれば急遽集まって判定するということです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 設置条例の修正案を出したいと思いますので、動議をよろしく願います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員より、修正動議、修正案を提出したいとの発言がありました。

ただいま早川委員より動議がありましたので、文書にて提出を願うため、暫時休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前11時5分再開

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お手元に配付をいたしましたとおり、早川委員より修正案が提出されました。
提出者より説明を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 修正案、22号についての修正案の説明を行います。

1枚おめくりください。

議案第22号、豊明市空家等対策協議会設置条例に対する修正案です。

設置条例の一部を次のように訂正いたします。第3条第2項中、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加えさせていただきます。(1)地域住民。

続いて、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に、次の1条を加えるということです。(守秘義務)第8条、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

以上であります。

内容としては、先ほど委員会の中の質疑で述べましたように、本法である特別措置法に準じて地域住民を協議会の中に入れる、また、守秘義務に関しては、条例で定めることにより、守秘義務の意義を補完するためであります。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ただいまの修正案に対して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、修正案の改正後のほうで8条ですけど、その職を退いた後も同様とする、これ、罰則なんかはどうします。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

早川委員。

○早川直彦委員 罰則に対するものはありませんが、守秘義務を課されているという責任を条例で定めることによって、選ばれた委員の方全員の、知り得た情報、市民の方の情報を漏らさないということが目的であります。

また、大きく取り上げられたときに、守秘義務がありますので答えることができません、条例で定められていますのでということも加味しておりますので、そのようなために入れました。

以上です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 1つだけ確認させてください。3条の(1)に地域住民とありますが、先ほど、多分言っておられたかもしれないですけど、誰を指すのかというところだけお願いします。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

早川委員。

○早川直彦委員 実質、規則に関するものなんですけど、当局が決めていくものなんですけど、私が考えるに、区の代表者とか地域の代表者、町内会長さん、あと、防災関係の団体の知識を有する方、また、公募の市民という者がそれに該当するものと思います。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 今の関連なんですけど、地域住民の中で知識を有するという事になりますとなかなか難しい部分がありますけど、もしいなかったときはどうします、そういった方が見えなかったら。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

早川委員。

○早川直彦委員 規則で定めるほうですので、議会の議決権もないんです、規則には、いないことを想定するよりも、求めるほうのが。いないということを想定していないんですが。最終的にいなければ、その中から委員がいなかったということで進んでいっちゃうと思うんですが、いないことは想定していないんですが。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それは想定しておかなきゃならんことだと私は思いますけどね。

それと、この地域住民というのは、こういった問題が発生すると、感情だとかそういったものが入りまじって、なかなか、後々尾を引くような状況も出てきます。今、現在、私もそういった場面に当たっています。そういったときに、はっきりと地域住民というのは意見が申し述べられるか、そういうところなんですよね。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 質疑をお願いします。

○村山金敏委員 質問です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 早川委員。

○早川直彦委員 答えられる範囲で答えさせていただきます。

規則の中の2条の2号なんですかね、特定空家等の判定に関する、ここで地元区長・町

内会長の意見を聞くと言われましたが、これ、意見を聞くだけで、じゃ、実際に判断がここだけでできるかということが疑念であって、ちゃんと協議会の中の委員を入れるというふうに、私、ここに入れたものです。ここの中だけで本当にそれが補完できるのか。ただ意見を聞くだけで、本当に地域住民の声が最終的に届くというか、判断できない可能性がありますので、聞くことは聞く、でも最終的に委員に入っていないので、市民が。そのために協議会の中に地域住民を入れてあります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 これは早川委員だけにしかできないんですか、今。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） はい、そうです。

○富永秀一委員 先ほどちょっとほかの市町村の事例をおっしゃいましたが、住民を入れているところと、あと、入れていないところがあると思うんですが、比率的なところは何かつかんでいらっしゃいますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 日進の情報だけは手に入れています、この近隣ではまだ出していないところもありますので、私が知る限りは、一緒に出している、今回の議案で3月に出しているのは日進市だけです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 これ、例えば、委員間討議に切りかえた場合には、当局にも質疑できますよね。

（当局にも質疑はできますの声あり）

○富永秀一委員 当局にも、地域住民を入れているところ、入れていないところについて情報があれば、比率などについて伺いたいと思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 私どもで、入れていない、入れているというのを全て把握はしておりません。ただ、入れていないところもありますし、入れてあるところもある。全てを、県内全てとか、そういうふうには、統計上はっておりません。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 条例のほうにも規則のほうにもその他市長が必要と認める者と書いてありますけど、改めて確認ですけど、その辺に地域住民というのは入るものですよ、必要となれば。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 先ほどから答弁させていただいておりますが、まずは、専門的な分野で施策を固め、その後、その施策を実行していく段階で住民の方の御意見が必要だというふうに協議会のほうが判断されれば、メンバーの中に組み入れることは当然考えられると思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 もう少し議論を深めたほうがいいのかと思うのですが、委員間討議を提案したいと思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ただいま富永委員より委員間討議の申し出がありましたので、委員間討議に入ります。

早川委員。

○早川直彦委員 委員間討議の内容はどうなんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 今から。

時間は30分をめどに討議を実施いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、富永委員より、討議の目的及び論点についてお願いいたします。

○富永秀一委員 早川委員から提出されました修正案について、委員会としてどういう判断をすべきかを話し合うということです。

2つ論点が出ておりますので、地域住民を条例の中に明記するべきかどうかと、守秘義務も明記するべきかどうかという、この2つです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ただいまの論点に対して御意見はございませんか。
(進行の声あり)

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） それでは、委員間討議を始めます。

富永委員。

○富永秀一委員 地域住民を入れる入れないについては、私自身、今、かなり迷っているところがあるんですけども、確かに地域住民を明記しておいて、入れておくことによって、一般市民の目線での意見というのがある程度、比率としてはそれほど多くないと思う

んですけれども、反映されるというのはメリットがあるであろうと。

ただ、特に特定空家を指定するかどうかとかいうことも役割の中に入っているということを見ると、かなり市民に対して、もしかすると負担をかける可能性もあるかなというふうにも思うんですけれども、そのメリット、デメリットがあると思うんですが、それぞれについて早川委員はどういうふうに思っているのかなというのを伺いたいですけど。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 協議会は市にもたくさんあります。すごく責任のあるものもありますが、協議会の会議録を見ると何々委員とは書いてないです。委員と書いて委員の意見があって、誰が発言したかという部分は担当部局以外はわからない状況であります。また、個人の情報がかわる部分については、当然傍聴は不可になるものと思っていますので、そういう部分で関すれば、地域住民、市民の方が入っても補完される部分があります。

さらに、守秘義務があれば、知り得た情報は、ここの中の情報は条例で定められていて言えませんのでごめんなさいということも言えますので、その部分についてはこの2つで補完できていると思います。

デメリットとしては、やはり地域の問題を自分が判断することにすごく心が痛むという場合も当然出てくるとは思います。逆に言うと、その意見を言えない、要望は伝えることができたけど、本当に最後の最後までその意見が反映されるかという部分が、市民の方が入らないと委員会にという部分がデメリットでないかと思われます。

以上であります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 それでは私からですけど、特定空家ということで先ほど課長から定義が申し上げられましたけど、その後についてというところを考えると、空き家というのは市町村の、どちらかというところと行政の中でも調べられるところかもしれないんですけど、特定空家という、立入調査とか指導とか、その辺までかかわらなきゃいけないというところがありますので、かなり、地域住民、一般市民というふうで考えると難しいのではと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 地域の事情を知るためには、やはりそこに住んでいる皆さんが一番よくわかると思います。逆に、例えばの例ですが区の代表者の方、区の代表者の方も会議で集まる機会がたくさんありますので、そういう意見を集約して、そういう場所、協議会の場

所でも言えます。確かに現状のところでは規則で意見を聞くことになってはいますが、そこが本当に最終的に市民の意見、逆に特定空家じゃないよという意見だってあるかもしれませんので、逆に反対する意見、ちょっとそこは慌ててやり過ぎじゃないか、もっと調査したほうがいいんじゃないか、さらに時間をかけたほうがいいんじゃないかという意見も出てくる可能性も、市民の冷静な面もある可能性もありますので、必ずしも特定空家を認定するためじゃなくて、もうちょっと時間をかけてみたらどうだ、聴取をしてという意見も出てくると思いますので、地域住民を入れるべきというふうに思っております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 ちょっと質問だけど、この委員間討議というのは理事者に質問もできたかね。委員間、委員だけだったか。

（確認できますの声あり）

○杉浦光男委員 じゃ、確認します。

先ほどからの理事者の説明の中で、3条で知識を有する者ということで、言うなれば、早川委員の言うように、いわゆる市民、普通の市民というような感覚じゃなくて、何かの知識を有する者とか資格のある者という、どちらかといえば官制というような色彩が強いんだけど、そこ、ちょっとこだわって、2回ほどそれを強調してお聞きしたんですけど、その一番の理由は何ですかね。そこを余り強調せんでもいいような気もせんでもないんですが、強調するにはそれなりの意図があると思うんですが。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 特定空家を判定するには技術的な専門知識が当然必要になってくると思います。早川委員がおっしゃるように、地元の意見も大事です。それは、規則のほう、関係者を呼ぶということで、聞くことは当然できるようになっておりますので、その辺は十分この条例で対応できるというふうに私どもは考えております。

済みません、ひとつ。反問権って使えるんですか、この条例に対して。

（質問権が想定されていないですの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 今、委員間討議ですので、解除してからで。

ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 早川委員にお聞きします。

確かに、こういう条例、市民にかかわる条例だから、市民が入るということは王道かも

しれんけど、これを性善説で考えて、性善説だよ、理事者のつくった案を性善説で考えて、条例の6条、7条の運用で持ちこたえられんかな。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 当然、協議会の中の委員で決まっていくことですので、地域の住民の方がいる、いないでは、かなりその性格が変わるんじゃないですかね。私は逆に、知識があることゆえに、違うほうにも流れる可能性があるというふうに考えております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 意見で、この論点に対してのメリット、デメリットについても出していただけるようお願いいたします。

ほかに。

富永委員。

○富永秀一委員 最近というか、大分前からですけど、裁判員裁判が行われるようになって、確かに相当負荷がかかるようなことも市民が判断をすることも、そういう場面もふえてきていますし、また、専門知識を有する人たちばかりとはまたちょっと違う一般市民の目線が入ることも、確かに負荷はかかるけれども重要なのかなというふうにも思うんですが、そうすると、早川委員がおっしゃった、いろんな区長さんとかそういうことも挙げられましたが、そういうことを考えると、本当にニュートラルに考えられる一般市民として、公募というのもしかおっしゃったんですが、そういうことを想定しての第三者的な目線で一般市民の意見を言うためにということを入れるということであれば意味があるのかなというふうにも思うんですけれども、いろいろ列举されましたけれども、その中でどういうバランスで考えていらっしゃるんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 条例しかできない、規則で定めていっちゃいますので、結局、当局の判断でその辺は、人数は何人というのは定めていきますが、公募の市民、やっぱり強い意思があって公募される方ですので、そういう方も必要じゃないかなと。あと、地域の代表者という方も必要かなというふうには、私は思っています。やっぱり2つは必要なのかなというふうに思っています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 論点の1つの守秘義務についての意見はございませんか。メリット、デメリットについてございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 私から皆さんに聞いてみてもよろしいですか。

本法は、これ、空家等対策の推進に関する特別措置法の中の第7条の協議会の中に、市町村長のほか、地域住民、学識経験者、その他市町村長が定める者となっているんですが、

本法と違う方法が本当によいのかということをお聞きしたいんですが、委員の皆さんに。それについて委員間討議をしたいんですが。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 村山委員。

○村山金敏委員 本法の件なんですけど、私もちょっと国のほうに聞いてみました。そうしたら各自治体でということでありましたので、本法にこだわることはないかなという判断はしております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。
毛受委員。

○毛受明宏委員 村山委員もおっしゃられましたけど、いろいろ、これ、当てはまるものと当てはまらないものがここにも、その地域地域というところがありますので、市独自でよろしいのではないかと私は思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。
富永さん。

○富永秀一委員 確かに本法でトップに挙げられているので、それはやはり尊重をある程度しないといけない部分なのかなとは思っております。ただ、当局の答弁をお聞きしている中で、専門家である程度決めなければいけない部分があるということも思う。なので迷っているわけですけど、ある程度、トップに挙がっているということは尊重すべきだろうというふうには思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。
(進行の声あり)

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） この論点に対して意見も出尽くしたようでもありますので、委員間討議を終結してよろしいでしょうか。

富永委員。

○富永秀一委員 守秘義務については、今、意見が全くなかったですけど、ないということでもいいんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 出なかったの。
以上で委員間討議を終結し、質疑を再開いたします。

早川委員の出された修正案についてと原案に対する質疑に戻ります。

富永委員。

○富永秀一委員 規則のほうの第6条で作業部会を置くことができるということになっているわけですけど、例えばある空き家に対してしっかり話をしなければいけないというときに、この作業部会の中に市民を入れるというようなことも想定はされますでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 作業部会の主な事務でございますが、ここにも書いてあるように、調査研究等、特定空家の情報を収集ということで、立入調査とかということが主な仕事になってきますので、基本的に行政の職員で作業部会のほうは構成を考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

議案第22号に対して修正案も提出されていますので、討論は修正案も含めて行います。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第22号について、修正案に賛成、修正案を除く原案に賛成であります。

まず、動議を出させていただいて、皆さん、ありがとうございます。

委員会の中で私が言いたいことは全て言わせていただきましたが、やはり地域住民が入っていないことによるメリット、デメリット、両方あると思うんですが、私は地域住民が入っていないデメリットのほうが大きいと判断しております。

また、守秘義務に関しても、やはり個人の財産にかかわるものですので、上位法の一番の法でうたっておくことによって委員の皆さんの守秘義務が担保されると思っております。

また本会議場で詳しく討論いたしますので、これで討論を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 原案に賛成で修正案反対といたします。

先ほど委員間討議でも言わせてもらいましたが、やはり特定空家のほうに関しては、ちょっと地域住民の方じゃ仕事量が多いのかなという項目も、立入調査とか指導、勧告、命令とかいろいろ措置が入っておりますので、やはりその辺は専門的な、原案のほうに載っている方でやっていただいて、なおかつ必要ならというところで私は考えておりますので、原案賛成の修正反対をお願いいたします。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 迷いに迷いましたが、先ほどちょっと申し上げました裁判員裁判の話もいたしましたが、市民の判断というものも重視されるようになってきております。このケースだとほとんどが専門家で、その中に、ニュートラルな立場で住民、一般の市民の意見も聞くという、そういう意味で入るということであれば、意味合いもあるのかなと。一応12人の中で、今10人ですけど、そのうち1人が一般市民となると選択の余地が減りますけれども、それで市民が入っていることのメリットは一定程度あるのかなというふうに判断しますので、修正案に賛成いたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 原案賛成、修正案反対の立場で討論いたします。

修正案に関しても、ほとんどが原案に網羅されておる部分も多いと思います。それと、修正案ですけど、地域住民ということでありまして、先ほど申し上げましたように、地域の代表者なんかそういった会合に出るとどうしてもわかってしまうんですね、これは要らんことかもしれないけど。そうすると、感情論だとか、そういったものがいろいろ出るわけです。地域を丸くおさめるには、やっぱりそういった感情論というのは、私は避けておきたい。それと、先ほども申し上げましたけど、その地域住民に専門の知識を持った方がみえればいいんですが、みえなくて違う方向へ走っても困るかなということも想定します。

それと、もう一つ、守秘義務なんですけど、必ずしもこれ、担保できるものでもない判断しております。

といったことで、本会議場でまたしっかりと討論させていただきますけど、そういったところで原案賛成といたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 迷いに迷ったけど原案賛成。

理由は、こういうものは、本当は市民がかかわることが重要だとは思いますが、特定空家でしょう。特定空家だから、ある程度行政主導でいくかなという気がする。だから、行政主導だから行政だけでいいという問題ではないんだけど、それじゃ、市民が置き去りにされて、あるいは否定されて、やや官制的な特定の者だけでいくかということもそうでもなくて、6条や7条のそれなりの担保もあるし、しかし、これもまたちょっと反対のこ

とを言うと、市長が決めるという、あるいは協議会が決めるというのですので、非常に市民の意見が届きにくいという部分があってはいけないんだけど、きょう、ここの討論を十分聞いていただいて、行政の方、何かうまい手だてがないかなと思いますけど、今回はこの案に賛成ということであります。

言うなれば、その後、それじゃ、この案に全て縛られて、これから未来永劫いっちゃうかというところじゃなくて、状況を見て、2年先には状況によったら議員も入らないかん場合もあるだろうし、地域住民も入らないかん、もっと、これ、豊明市全体の問題として本当に真剣に考えていかないかんよという問題が出てくると思うんだよね。そのときには、議員の皆さん、こんな条例じゃなくて、もう少し格調の高い条例をつくっていただくようお願いしたいと思いますね、僕は。だけど、今回はこれに賛成。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し採決に入りますが、挙手しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第22号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 修正案が提出されましたので、会議規則第138条の規定により、早川委員の修正案、原案の順に採決をいたします。

初めに、早川委員提出の修正案についてお諮りいたします。

早川委員提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 賛成少数であります。よって、早川委員提出の修正案は否決すべきものと決しました。

続いて、原案についてお諮りいたします。

議案第22号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

早川委員。

○早川直彦委員 少数意見の留保をお願いしますので、ぜひともよろしくをお願いします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ただいま早川委員より少数意見の留保をしたいとの申し出がありましたが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。早川委員の少数

意見留保に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 賛成者1人以上でありますので、早川委員の少数意見は留保されました。なお、少数意見報告書は速やかに、委員長を経て議長に提出を願います。

続いて、議案第39号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者により簡潔に説明を願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長(稲垣 聡君) 議案第39号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について、御説明させていただきます。

この案を提出するのは、愛知県事務処理特例条例の一部改正に伴い必要があるからでございます。

同条例の改正により、平成28年度から火薬類取締法に基づく打ち上げ花火等の許可に関する事務が愛知県から権限移譲され、煙火許可事務に係る手数料を徴収するものでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第2条第1項は手数料の種類及び金額を定めるもので、今回の改正で同項に第36号として、火薬類取締法第25条第1項の規定に基づき、火薬類の消費の許可手数料、1件につき7,900円を徴収するものでございます。なお、金額については政令で全国的に統一されております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 この手数料について、7,900円となっている根拠についてお願いします。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁を願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長(稲垣 聡君) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されている額でございます。

以上です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ということは、全自治体共通ということですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） そのとおり、同じでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より簡潔に説明を願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 議案第43号 豊明市火災予防条例の一部改正について、御説明させていただきます。

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

同省令の施行後10年が経過し、省令で想定されていなかった新たな設備及び器具が流通してきたことなどにより改正を行うものであります。

なお、今回の改正は、その省令の改正内容と同じでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は別表第3の全部改正でございます。その別表3は、対象火気設備・器具等の種類と離隔距離を定めるものでございます。

主な改正内容としましては、厨房設備及び調理器具の部においてグリドル付きこんろを、電気調理用器機の部において最大入力値5.8キロワットのIHこんろを別表3に追加、あわ

せて表形式の整備及びその他所要の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 これ、非常に長くて見づらかったものですから参考資料のほうでちょっとお聞きしたいんですけど、参考資料の5ページのところの注があるんですけど、これ、注1のほうは、見ますと、普通は100センチあけなければいけないんだけど、風道を使用する場合は15センチでいいですよという規定になっているわけですね。注2のほうを見ますと、これは、普通は60センチだけど、ダクト接続型でなければ100センチでいいですよという、何かねじれた規定になっているんですけど、恐らく、ここも本当は100センチと書いておいて、ダクト接続型なら60センチというのが普通の書き方だと思うんですが、これ、なぜそういう逆の規定の仕方をしているのかなと、ちょっと不思議に思ったんですけど。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁を願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） ここの表の中身そのもの、また全部なんですけれども、基本的に条例の例が示されておりまして、そういった中で我々も当然中身を研究するんですけれども、なぜ同じなのに逆の書き方をしたかという、その細部まではちょっと確認し切れませんので、内容としては確認しておりますということでお答えはさせていただきます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、多分こっちもそうなるかもしれないんですけど、参考資料の14のところ、これ、自己矛盾を起こしていて、注のところ、前面に排気口を有する場合にはというふうに書いてあるんですけど、これ、その注2のほうでは排気口が側方にあたり後方にあたりという場合のことも規定してあるんです。ということは、本当は注1でも、前方だけじゃなくて要するに上のほう以外にある場合にはゼロセンチにするとなっていないきゃ本当はおかしいはずだし、また、ここまでの用語として全部、前方、後方、

側方と来ているのに、ここだけ突然、前面と、用語もごちゃ混ぜになっているというところがあるんですけど、これも、じゃ、余り承知していない感じでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

（しばらくお待ちくださいの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 私も調べさせていただきたいんですが、これ、そのままそっくり変えていないですよね。この表の中は、国が定めるものと全く一緒ですか。変えてある部分はありますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 全く一緒でございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 あと、細かい実験も、これ、ホームページ等では出されているんですが、グリルに対して全て実験値が出された結果ということで、それに準じてこの内容にしたということよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

○消防長（土屋正典君） ただいま調べておりますけれども、あと、ただ、ここの表が非常に、確かにわかりにくいというか、見にくい部分になってございますけれども、ここで注1、注2というのが、それぞれの項目での注1、注2というような考え方をしておりますので、ここの項で注だから、じゃ、同じ考え方で、こっちの部で同じ、そっちからまた注1、2、3と始まっておりますので。ということいいですか。

ですから、同じ考え方なんですけれども、こちらの部においての注1と、ほかの部においての注1、注2とはまた違う観点の、要はその器具によって、例えば、いわゆるこんろであれば上方に火が上がる、だけれども、電気器材で前方に要は熱が向かってくるという場面もありますので、それぞれの部において、実験結果等に基づいて国のほうで策定していった内容であると、こういうことでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 富永委員。

○富永秀一委員 確かに別々なんですけど、特に5ページのほうの注2のほうは、いわゆる上記に分類されないものという、一番ざっくりとしたその他大勢という規定なんです。その中でダクト接続型以外は100センチという書き方が、つまり、やっぱりその他大勢で言うのなら、100センチ、安全のほうを先に言うておいて、でも、ダクト接続型だったら60センチですよというのを注にすべきなのではないかと。そういう意味合いです。

ですので、そういう理解なんですけど、要するに、それぞれの注までしっかり確認は、精査はできていないということなんじゃないかな。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） まず、やはりそういった中身というものに関しては、確認はしております。それで、注書きに関しても見ておりますけれども、確かに、要は考え方として自分の思いと合わない部分もございましてけれども、かといって、それを、じゃ、ここ、変えてしまえというような形でそれを変えるだけの合理的な理由は持ち合わせておりませんので、全国的に政令で基準が統一されているという条例であるならばそれに従う、こういうこととさせていただきます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 指摘させていただいたところは細部ですので、それによって全体を反対するほどのものではないと思いますので賛成はしますが、省令でこうなってきた全国的にこうだからということだけではなく、やはり、今、私が指摘したところというのは、例えば本省に対して指摘を十分できるだけの理由があると思いますので、そういうところまで含めてしっかり確認をした上で本来は条例を出してほしいと思いますけれども、全体としてそれを否定するほどではありませんので賛成といたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第43号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、昼食のため13時まで休憩といたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時再開

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第46号、平成27年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、資料請求のありました資料について、理事者より簡潔に説明を願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長(鈴木英樹君) 今回資料を提出しましたのは、平成27年3月補正予算としまして、国の地方加速化交付金を充てる事業として計上したものでございます。大きく2つの事業になっております。

1 ページ目の商工振興補助事業については、しごと活力創生事業として行うもので、空き店舗活用事業補助金としまして、商店集積地域のにぎわい創出のために空き店舗を活用することに対しまして補助するもので、50万円の2件分を計上しております。

2 件目としまして、社宅整備支援事業補助金としまして、市外から従業員の転入、居室した物件に対しまして補助するもので、10万円の10件分を計上しております。

その下、商工振興事務事業でございますが、小規模企業実態調査は市内の1,800事業所に対しまして実態調査を行うもので、490万円を計上しております。

続きまして、後継者育成・マッチング事業委託料ですが、経営塾を近隣自治体と合同で開催したり、学生を対象とした企業説明会を開催するものでございまして、セミナーの講師料として、謝礼として20万円、広告宣伝料として30万円の合計50万円を計上しております。

続きまして、起業・創業者支援業務委託料でございますが、創業支援セミナーを開催するために、セミナー講師料としまして20万円、広告宣伝費として30万円の合計50万円を計上しております。

インターンシップ支援業務委託料としまして、企業や学生にインターンシップ制度を理解していただくためのセミナーを開催するものでございまして、セミナーの講師料とし

て30万円、広告宣伝料として20万円の合計50万円を計上しております。

一番下でございます。女性活躍推進業務委託料ですが、女性活躍推進のためのセミナーを開催するための費用としまして、講師料50万円、宣伝広告料として20万円の合計70万円を計上しております。

1枚おめくりください。

こちらのほうは、桶狭間古戦場観光推進事業として、桶狭間の戦いにまつわる史跡を活用した観光による魅力ある豊明市をつくることを目的としまして、今回上げさせていただいております。

一番上は古戦場まつり開催事業補助金で、現行の古戦場まつりに緑区との連携のイベントを加えまして、合計で570万円を計上させていただいております。

次に、甲冑製作教室補助金は現状のままの継続で、51万円を計上させていただいております。

続きまして、観光発信業務委託料ですが、こちらほうは、観光専用のウェブサイトを作成し、また、今回つくりましたPRビデオ等を利用して観光イベントに出展したりということのイベント出展等の委託として、合計200万円を計上させていただいております。

観光拠点整備事業でございますが、こちらのほうは、今回つくりました観光ガイドボランティアの案内所を活用しまして、情報発信や資料展示、また、レンタサイクルと連携した観光のイベントを開催したいということで、200万円を計上しております。あと、レンタサイクルを活用したいということで、レンタサイクルの整備で100万円、観光電子案内板を3カ所に設置したいという予定をしておりまして300万円の合計600万円を計上しております。

一番最下段で観光拠点整備事業ですが、こちらのほうは、今年度作成しました観光マップを利用しまして、レンタサイクルのコース等を踏まえて案内看板や道しるべを設置したいということで、300万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 宇佐見環境課長。

○環境課長（宇佐見恭裕君） それでは、一般会計補正予算書（第4号）のうち、環境課所管分について御説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をいたします。

補正予算書44ページ、45ページをお開き願います。

右側のページ、一番下の段、環境衛生事業は、説明欄でございます環境審議会委員報酬、予防接種等業務、新エネルギー推進委員会委員報酬、草刈機整備等委託料及び専用水道等

立入検査補助等業務委託料は予算残、LED照明借上料、太陽光発電蓄電池設置工事費及び地中熱利用空調システム施設工事費、1ページおめくりをいただきまして47ページ、一番上の段、説明欄の備品購入費と環境衛生用備品購入費は、契約残による減額でございます。

次に、上から5段目、公害対策事業の環境測定局保守点検業務委託料及び自動車騒音等監視業務委託料は、契約残による減額でございます。

次に、下の段、東部知多衛生組合負担金事業2,128万7,000円の減額は、組合議会におきまして補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものでございます。

その下、清掃事業は、説明欄、資源ごみ回収委託料の契約後の契約残、単価及び回収量の見込みの相違による資源ごみ処分委託料と資源ごみ回収交付金の減額によって、918万5,000円の減額となっております。

ページを1枚おめくりいただきまして49ページ、一番上の段、清掃事務事業の報償費、筆耕翻訳料4万2,000円の減額は表彰事業終了による予算残、その下の段、塵芥処理事業の塵芥収集委託料は契約後の契約残、さらにその下の段、有機循環推進事業の生ごみ堆肥管理委託料から試験農園運営委託料は、委託契約の契約残による減額でございます。

下から3段目のし尿汲み取り事業は、委託契約の契約残による減額となっております。

次に、歳入を御説明させていただきます。

ページをお戻しいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

衛生費国庫補助金、右側のページ、下から4段目、1節 衛生費国庫補助金の説明欄、地熱・地中熱等利用事業費補助金の589万7,000円の減額は、消防署の地中熱利用空調システム設置工事の契約金額が確定したため減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

衛生費補助金、右側のページの説明欄、上から4段目の太陽光発電蓄電池設置費補助金の340万2,000円の減額は、保健センターの太陽光発電蓄電池設置工事の契約金額が確定したため減額するものでございます。

以上で、環境課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） それでは、産業振興課所管分について、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の50ページ、51ページをお願いします。

6款1項3目の農業振興事業の減額は、説明欄の人・農地プラン検討委員会報酬について、近隣市町の実情を調査したところ、無報酬の市町がほとんどであったため、委員の方の説明、御理解をいただきまして、無報酬としたために減額するものでございます。

下段の7目 地域農政推進対策事業の減額は、説明欄の1行目、地域農政特別対策事業推進協議会委員報酬について、本年度は協議会を開催しなかったためのものでございます。

3行目の農業振興地域整備計画策定委託料は、契約残によるものです。

次に、7款 商工費の御説明をいたします。

1目 商工総務事務事業の減額は、説明欄の公共施設巡回バス負担金について、利用者の料金収入が見込みよりふえたことにより、負担額が減額したためでございます。

下段の2目 商工業振興補助事業の説明欄1行目、先ほど説明しましたが、空き店舗活用事業補助金は、商業団体等を対象に、商店集積地域の空き店舗を活用し、集積に役立つにぎわい創出事業を支援するものでございます。

その下、社宅事業支援事業補助金は、市内に従業員の居宅を目的に新たに社宅を整備した事業者に対して支援するものでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

商工業振興事務事業の説明欄の1行目、小規模企業実態調査委託料は、小規模企業の振興を図るために、事業者が抱えている経営形態、経営状況、承継状況などについて、市内約1,800の小規模事業者を対象に実態調査を実施するものでございます。

次、後継者育成・マッチング事業委託料は、創業支援計画認定に伴う経営塾等を開催するものと、大学生を対象にした企業説明会を行うものでございます。

次に、起業・創業者支援業務委託料は、創業支援計画に基づき、創業支援セミナーを、日進市、長久手市、東郷町と合同で開催するものでございます。

7行目、インターンシップ支援業務委託料は、学校連携をもとに、市内及び近隣市町の企業や学生向けにインターンシップ制度の理解を促すため、セミナーを開催するものでございます。

最下段、女性活躍推進業務委託料は、商工会と連携し、市内及び近隣市町の企業を対象に、女性活躍推進セミナーを開催するものでございます。

次に、観光振興補助事業でございます。

古戦場まつり開催事業補助金は、現行の古戦場まつりに緑区との連携を加え、魅力ある古戦場まつりの創出をするものでございます。

その下、甲冑製作教室補助金は、現行事業を継続するものでございます。

観光事務事業の説明欄の観光発信業務委託料は、観光ウェブサイトの作成、観光誘致イベントへの参加による情報発信及び市内、県外で開催される観光イベントを活用した観光PRを実施するものでございます。

その下、観光施設整備事業は、説明欄の観光施設整備委託料は、史跡を活用した観光拠

点整備として、観光まちづくり支援委託、レンタサイクル整備及び市内3駅に観光電子案内板を設置するものでございます。

その下、観光施設設置工事は、桶狭間の合戦ウォーキングルート整備として、コースに案内看板や道しるべ等を設置するものでございます。

産業振興課は歳入がありませんので、繰越明許費について御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

7款の商工費の5事業につきまして、国の補正予算に合わせて予算計上したところでございますが、事業完了が年度内に見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、産業振興課所管分の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 朝岡土木課長。

○土木課長（朝岡正志君） 続きまして、土木課が所管する主なものについて説明いたします。

補正予算書54、55ページをお開きください。

上段、道路台帳管理事業は、説明欄、道路台帳修正業務委託料につきまして、執行残の64万8,000円を減額するものです。

次に、下段、道路管理事業、説明欄、調査測量設計等委託料につきましては、道路用地の寄附採納、境界立ち会いが見込みより少なく、450万円を減額するものであります。

その下、道路用地購入費は、予定していた道路用地の買収が合意に達せず300万円、それに伴う物件移転等補償費が50万円、それぞれ減額をするものであります。

次に、道路新設改良事業、説明欄の耐震補強工事費につきましては、附帯工事分のコンクリート工、ポンプの制御盤が安価になり、桜ヶ丘沓掛線の歩道の一部撤去復旧、舗装の範囲を最小限にし、400万円減額するものであります。

その下、工事立会費等負担金は、耐震工事におきまして極力夜間作業を避け、鉄道への影響を少なくし、立ち会い費用174万9,000円を減額するものであります。

次に、56、57ページをお開きください。

上段、河川改修事業、説明欄、調査測量設計等委託料につきましては、区画整理関連で予定していた箇所が減少したため188万円を減額し、河川改修工事費につきましては、排水路改修工事の工法変更により180万円減額するものであります。

その下、河川維持修繕事業、説明欄、調査測量等委託料につきましては、河川、水路等の修繕工事に伴う調査設計業務や測量業務が発生しなかったため、全額48万5,000円減額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、予算書の14、15ページをお開きください。

13款 国庫支出金、道路橋梁費交付金でございますが、桜ヶ丘沓掛線の改良工事等の社会資本整備総合交付金が満額交付に至らなかったため、7,824万3,000円の減額をするものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。

14款 県支出金、道路橋梁費補助金でございますが、市道沓掛北191号の歩道設置工事の道路改良事業費補助金が満額交付に至らなかったため、20万円の減額をするものです。

次に、22、23ページをお開きください。

20款 市債、道路新設改良事業債であります。本年度分の事業費が確定したため、140万円減額になります。

続きまして、7ページをお開きください。

第3表、地方債補正は、起債の目的として前後駅前広場デッキ等耐震事業として、140万円減額して7,620万円とするものです。

以上で、土木課の所管の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） それでは、都市計画課所管分の補正予算案を歳出から御説明しますので、50ページ、51ページをお願いします。

6款1項6目 総合整備事業費、農村集落家庭排水施設特別会計繰出金903万7,000円の減は、特別会計のほうで御説明いたします。

次に、56、57ページをお願いします。

下段、8款4項1目 都市計画総務費、事業、都市計画調査事業、説明欄の下から3行目、都市計画基礎調査等委託料129万3,000円の減でございます。こちらは、平成27年度、区域区分の見直し検討調査を予定していましたが、愛知県より市街化区域の編入の新たな要件が示されましたので調査を取りやめ、全額減額するものでございます。

次に、都市計画事務事業でございます。次のページをごらんください。

説明欄の一番上、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金2,404万5,000円の減は、当初予算でも少し御説明しましたが、耐震の義務化が求められる病院や緊急時の幹線道路沿いの建物などの対象物件がないことが判明したために減額するものでございます。

その下、土地区画整理事務事業でございます。説明欄をごらんください。

市街地整備関連委託料243万円の減は、産業立地推進計画などの入札残でございます。

その下、桜ヶ丘沓掛線改良事業、説明欄の下のほう、桜ヶ丘沓掛線改良工事費の500万円の減は、附帯工事の一部として予定していた工事を平成28年度発注予定の工事と同時に施

工することにより、より効果的であるために減額したものでございます。

その2つ下、公園施設維持管理事業でございます。説明欄をお願いします。

維持管理委託料の220万円の減は、公園施設の清掃作業が減ったために減額するものでございます。

一番下です。

下水道事業特別会計繰出事業1,655万3,000円の減は、特別会計のほうで御説明いたします。

次のページをごらんください。

6目 都市改造費、有料駐車場事業特別会計繰出事業でございます。172万4,000円の減は特別会計のほうで御説明いたします。

その下、花と緑推進事業でございます。説明欄の下から2つ目、都市緑化推進事業補助金182万9,000円の減は、緑の街並み推進事業が、申し込みの予定が少なく規模も小さかったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、12、13ページをお願いします。

13款2項5目 土木費国庫補助金、都市計画費補助金でございます。説明欄をごらんください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金1,805万5,000円の減は、歳出で先ほど御説明しました耐震の義務化の建物がなくなったために、補助金も減額するものでございます。

次のページをお願いします。

一番上、2目 土木費国庫交付金でございます。都市計画費交付金、説明欄をごらんください。

社会資本整備総合交付金1,220万円の減は、阿野平地の調整池などに対する交付決定額が少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、一番下、14款2項1目 総務費県補助金でございます。説明欄をごらんください。

元気な愛知の市町村づくり補助金343万円の新規計上でございますが、こちらは、市街地整備関連委託料の産業立地推進計画などの事業が補助対象となったために、今回計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いします。

14款2項6目 土木費県補助金でございます。説明欄をごらんください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金545万9,000円の減は、先ほど国庫のほうでお話ししましたように、耐震の義務化の建物がなくなったため、県の補助金も減額するもの

でございます。

次のページをお願いします。

中段の14款4項2目 土木費県交付金でございます。説明欄をごらんください。

あいち森と緑づくり事業交付金182万9,000円の減は、都市緑化推進事業が少なかったために減額するものでございます。

以上で終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） それでは、消防本部所管分の歳出から、事業別に主なものについて御説明させていただきますので、61ページをお開きください。

ページの下9款 消防費、常備消防活動事業から御説明申し上げます。

同事業は、説明欄にもありますように、4事業とも当初の見込みを下回ったことによる減でございます。

次に、63ページをお開きください。

常備消防設備維持管理事業でございます。主な補正減としまして、説明欄2行目、機械器具保守点検等委託料が入札残により120万円の減でございます。

続きまして、常備消防事務事業でございます。主な補正減としまして、説明欄上から1行目、燃料費80万円の減は、当初の見込みよりも燃料代の単価が値下がりし、安価になったものでございます。

続きまして、非常備消防活動事業でございます。主な補正減としまして、説明欄上から1行目の消防団員退職報償金50万9,000円の減は、当初の見込みより退職団員が少なかったことによる減でございます。

同じく中段よりやや下、消防施設設置事業でございます。主な補正減としまして、説明欄上から4行目の消防庁舎屋根防水等改修工事費1,826万円の減、7行目の支援車購入費139万3,000円の減、さらにその下の小型はしご車購入費118万8,000円の減は、入札残によるものです。

次に、その下、消防施設維持管理事業でございます。説明欄、南部出張所放送設備工事費14万6,000円の減は、入札残によるものでございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、22、23ページをお開きください。

ページ上、19款 諸収入、4目 雑入、4節 消防団員退職報償金50万9,000円の減は、当初の見込みよりも退職団員が少なかったため、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入が減したものでございます。

続きまして、下段、20款 市債について説明させていただきます。

3目 消防債、1節 消防施設整備事業債1,840万円の減は、事業額が決定したことによる補正減でございます。

以上で、消防本部所管分について説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 地方債の補正変更、3表の説明を。7ページ。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 消防庁舎改修事業3,400万円、それから、支援車購入事業1,260万円、小型はしご車購入事業3,220万円、証書借入、または証券発行をするものでございます。利率に関しましては4%以内ということになっています。

以上です。

（償還の方法の声あり）

○消防総務課長（稲垣 聡君） 済みません。償還の方法は、政府、県、その他の金融機関についてはその融資条件によります。ただし、市中の金融機関から借り入れることになっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

富永委員。

○富永秀一委員 複数にわたっておりますけど、支出のほうで59ページの一番上の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金について、特別委員会するときにも伺いましたけれども、耐震のやらなければいけない建物がなかったということなんですが、この事業自体にはメニューとして建築物の耐震診断とかいうものもあったりするんですが、そういうものも含めてこれだけ減ったということなのか、そちらのほうは順調に見込みどおりあったのか、そのあたりはどうでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） まず、通常の木造住宅の改修工事のほうは、当初予算で20件予定してしまして、18件の実績がございます。それ以外の、先ほど申しました義務化の関連とか、非木造の非戸建て、簡単に言うと戸建て住宅ではないもの、そういったものの改修がほとんどございませんでした。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今のは改修のほうですよ。でなくて、住宅・建築物安全ストック形成事業の中には耐震診断というのがメニューとしてあると思うんです。それについてはどうですかという質疑だったんですが。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 木造の耐震診断は50件、当初予定しておりましたが、36件の実績になっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 同じく59ページの土地区画整理事務事業の中の市街地整備関連委託料243万減のことについて聞かせてください。

入札残ということなんですが、これ、産業立地の計画で、6月補正で890万出されたもので補正減されたものだと思うんですが、執行率でいうと72%ですので、実際よりも何か検討するとか調査することを縮小したのか、たまたま入札残なのか。

あと、もう一点、もう調査が済んで公表するまでの段階になっているのか、その辺を教えてください。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） まず、そのものは入札残になっております。何かを削ったというものではございません。

それと、今現在、ほぼ委託内容は完了で、まだ検査まで至っておりませんので、検査完了後ということになると思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 15ページの道路橋梁費交付金の減についてですけれども、先ほど桜ヶ丘沓掛の部分で満額交付にならなかったということだったんですが、500万円分を翌年度に送る分が減ったのかなと思ったらそれ以上にかなりの額が減っているわけなんですけど、これはどういう事情で満額に至らなかったのかわかりますでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 桜ヶ丘沓掛線の国庫の分ですが、当初予算、事業費ベースで1億4,850万ほどを予定しておりましたが、実際に国からの交付決定が7,700万ということになっています。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それがなぜそこまで誤差が出たのかについては何か説明があったか、あるいは分析されたことはありますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 国のほうの予算が10分の5.5以内というような形になっております。国の施策として、新規の道路改良みたいなものに交付金を充てるのではなくて、防災系に絞り込んでいくというような施策がございまして、これは私どものほうから、市長会とかいろいろなところを通じて、国のほうに10分の5.5きちっと下さいねというお願いは毎回しております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 50ページ、51ページ、52、53が該当すると思います。7款 商工費のことです。

表のほう、ありがとうございます。大変見やすく、すごくわかりやすいです。これを踏まえてちょっと聞かせてください。

まず、51ページの商工業振興補助事業の空き店舗の事業補助金について聞かせてください。

商工集積地の拠点化、小さな拠点化というのが目的で、商工団体の方が該当しているんですが、これ、商工団体だけじゃなく、例えば地域NPOとか市民団体の方が同じような企画でコミュニティーをつくるという場合も可なんでしょうか。これは商工団体、商業団体のみに対象としているものなんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 現段階では、商業の団体、もしくは商店が10店舗以上集まった形をお願いを進めたいと思っております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 商業の団体の方が2件あるのが一番ありがたいんですが、もし1件で、ほかの団体でそういう同じことをしたいという場合はどうなんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 今の規約、要綱では10件は集まったということで考えていますので、10件以内にそういう方がいても問題ないと思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 53ページ、この一番上の小規模企業実態調査の委託の490万円、恥ずかしいぐらい何回も聞いておると思うけど、豊明には企業がどれだけあって、そのうち小企業、中小企業と言ったほうがいいかな、何件ぐらいあるかという、これが1点と、調査委託だもんで、どういうことを調査するのか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 市内にはおおむね2,000社あります。その中の約9割、1,800社が小規模です。

あと、調査としては、経済センサスというのがあるんですが、それでは捉え切れない個々の小規模さんが抱えている問題である経営状態だとか継承問題、あと雇用だとか、そういう状態の、要するにそういうことを聞き取りをしたい、委託をかけていきたいということで委託をします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 53ページのほうの起業・創業者支援業務委託料とインターンシップ支援業務委託料、女性活躍推進業務の委託料について聞かせてください。

これは、ともにセミナーを開催をするということになっています。セミナーを開催することも非常にいいことなんですが、この後につながらなければただセミナーを開催しただけとなるんですが、これ、どういうふうにつなげていくのかというところは考えているんでしょうか。ただセミナーを開催するだけなのか、この後何かにつなげていくとか、その辺はどういうふうにつなげればいいんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） セミナーを開催することによって、参加者さんのニーズとかいろいろわかりますので、今後の施策に反映していきたいと思っております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連で、商工会の皆さんとか、そういうところにつなげていくというふうなセミナーということで認識してよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 当然、小規模、起業・創業だとかインターンシップ、女性活躍、商工会さんが絡んでこないとうまくいかないとは思っていますので、そういうのをつなげるのもありますし、その方たちが望んでいる制度とか施策等も検討していくニーズ調査の1つともなっていると思っています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今の件ですけれども、後継者育成・マッチング事業委託料のほうですが、これはセミナー講師謝礼と広告宣伝だけになっていますが、企業説明会をやるというふうに書いてあるんですけど、その費用というの見込んでいないんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 費用としては、企業説明会とか、参加企業さんから参加料を徴収したり、そういう形で費用を生み出していきたいというふうに思っています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今度は資料のほうのウェブサイト、これは観光発信の部分に当たるんですね、200万で観光発信業務委託料。これは、本市、28年度、ホームページはリニューアルするというのとまた別のサイトを上げるのか、ホームページのリニューアルにあわせてこれも一緒にやるのか、これはどういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） これは別に考えております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してですが、ウェブサイトはすごく発信力に有効な手段であります
が、どのようなものを発信しようとしているのか、年代、特に若い方を中心に行っているの
かとか、それによってもかなりジャンルが変わってくると思うんですが、今のところの考
えはどうなんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 現時点では、若い方を中心にとすることは考えておりま
すが。

以上です。若い方を考えています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一点お願いします。今、戦国武将とかはやっていて、それで火がつ
いているところもあるのも御存じだと思うんですが、今、イメージビデオもつくったん
ですが、何かそういうものも考えながら進めていく、ただ案内だけなのか、若い人に。その
辺、どうなんでしょう。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 内容までは、そこまでまだ詰めておりません。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今の関連ですけれども、PRビデオの放映をサイトで行うとあるんです
が、この100万円の中には、例えば動画配信のためにサーバーを借りたりというものも入れ
ているんでしょうか。それとも、ユーチューブでこの配信はやって、それが見られる窓を
つくって、そのウェブサイトをつくる費用なのか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 後のほうで言われたウェブサイトから見えるという形で
やりたいと思っています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 観光拠点の整備事業のほうで、53ページ、聞かせてください。

設置工事費、ウォーキングコースの看板とか出ていますが、私も何回か聞いたんですが、

お祭りのボランティアに案内されている方に歩いている方への看板が少ないよというのも何回か聞いているんですが、そういうものの整備という考えでよろしいのでしょうか。ウオーキングコースの看板というのもありますので、どのように考えているのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 今年度、観光マップをつくりました。こちらのほうでまたウオーキングコースも今後考えていくということで、町歩きができるような形の道しるべをつくっていききたいというふうに思っています。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今の質問の関連みたいなのでまとめて聞きますと、まちづくり支援ということで観光に力を入れておるといのは大変ありがたいことということでお聞きします。

レンタルコース、それからウオーキングコース、それがこの300万円ですよね。53ページを見ていますけど。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） レンタサイクルですか。

○杉浦光男委員 ごめんごめん、サイクリングのコース、それからウオーキングコース、それが300万円で、その上の600万円は、これ、整備委託料だから、案内板とかそういうのですよね。案内は、豊明駅もあるし、前後駅もあるし、中京競馬場の駅もあるし、3つあるじゃないですか。そういうのを含めて、設置だとか整備というのでとにかく合わせて、このところ、分けてあるけど、900万円というふうに理解すりゃいいですかね、53ページ。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 先ほど資料請求でお渡ししました資料の2枚目の観光施設整備事業の中に、具体的な事業の内容ということで記載してあります。

読み上げさせていただきますと、観光まちづくり支援委託で、観光まちづくり支援として、観光ガイドボランティア案内所を活用した情報発信や資料の展示、レンタサイクルと連携した観光イベントを行うと。レンタサイクル事業費として100万円です。市営の駐輪場を利用して設置したいと。あと、観光電子案内板設置ということで、3駅ありますけれども、観光用の電子案内板を設置するということです。その下にウオーキングコース看板・道標設置ということで、観光マップと連動した、市内の史跡等をめぐるための案内看板や道しるべを設置したいというふうな内訳になっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 関連で、レンタサイクルですけど、これ、前後駅、中京競馬場の2カ所に合計10台ということ、5台ずつとか、そういうことでしょうか。これ、管理は人が要るからそこで貸し出したりという、そういうイメージでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 予算に10台の10万円となっておりますが、これから方法については検討して、どういう形になるか、ちょっとまだ具体的にはつかんでおりません。

以上です。

（発言する者あり）

○産業振興課長（鈴木英樹君） 済みません、前後駅と中京競馬場でやるということはあるんですが、自転車を電動自転車が全部そろえられるのか、その辺はまだちょっと今後検討していきたいということです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 観光拠点の整備委託の600万の観光電子案内板、予定3駅とあるんですけど、これは駅の中のホームの案内板なのか、また違うものなのか、どういうものなんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 駅の中にはやはりつくれませんので、駅の外に設置します。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 この資料の古戦場まつり開催事業補助金ですけれども、まつり事業拡大分も今年度というか来年度分に入っているんですけど、来年度からもう緑区との連携を始めていくというイメージでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 今も緑区のガイドボランティアさんといろいろ話を、打

ち合わせをさせていただいて、お互いに、交互に行き合えばいいなということで、来年度、そちらのほうにも行けるような形で何かやれたらということで80万計上しております。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今の件、はっきりさせていただきたいのが、来年度の開催のときにもう緑区との連携ができるように進めるということなのか、来年度は今後に向けての話をするということなのか、どちらですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） まだ具体的に合同でやるということではできませんので、それに向けて進めていきたいということです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 51ページの社宅整備支援事業補助金の100万についてなんですけど、どうなんでしょう。100万円、10万円掛ける10件なんですけど、実際そのニーズがありそうなのかというのは調査されているんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 調査していません。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 結構予算の審議の中でも、豊明市、土地が近隣に比べたら安価で、どちらかというとこれからふえていくような傾向があって、逆にしっかり周知しないと、せっかくこういう事業があっても執行残になる可能性があるんですけど、どうやって周知する予定なんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 商工会を通じたり、直接企業さんに周知をしていきたいと思えます。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 4月1日号で、商工会のニュースだとか広報に載せて周知します。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連で、知らずに社宅を建てちゃってという場合が出てくる可能性があるんで、該当する担当課に申請したときなんかは、これは該当しますよとか、そういう案内もされるんでしょうか、建築確認したときとか。そうじゃないと、知らずにそのままという可能性も出てくると思うんですが、その辺はどのように対応するんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） そちらはやっぱり都市計画課と連携して進めたいと思います。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほどの51ページの1個上ですけど、公共施設巡回バス負担金で、これ、見込みより利用が多かったということでしたけど、どのぐらいの増だったかという、何か数字はわかりますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 通常、3台で1日1万8,000円ぐらい大体計上しているんですけども、ごめんなさい、1万7,000円かな。済みません、ちょっと計算しますので、ちょっとお待ちください。

（ちゃんとわかっておいたほうがいいのでの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 その間に、57ページの都市計画調査事業の都市計画基礎調査等委託料について聞かせてください。

執行していない形なので、これ、心配なのが、都市マスタープランを作成するのにこれが影響しないかどうかというふうに、私、心配しているんですが、これは何も影響がないんでしょうか。これが1年おくれることによって何か影響はあるんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 影響はありません。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 消防のほうで聞かせていただきたいんですが、61ページの消防人件費の勤勉手当が257万1,000円上がっているんですが、これはどのように捉えればいいんですか。議案の35号の職員の給与に関する条例の一部改正によるものなのか、また全然違うものなのか、ちょっと説明していただけるでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） このアップ、補正増に関しましては給与改定に伴うもので、勤勉手当ほぼ0.1月分の増となっております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 ということは、今回の条例の職員の給料の改定に伴うものなんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） はい、今回の給与改定によるものです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 先ほどの富永委員の御質問ですけれども、当初、3台で1日1万7,000円で計算していました。それが、3台分で1日1万8,000円収入で、要するに1,000円分ふえたということで、収入が増になったものですから負担金が減ってきたということです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そのページ、51ページの一番上ですけれども、これ、人・農地プランの検討委員会の報酬をゼロにしたということですけれども、これは、募集する時点では報酬がありますよという形で募集しておいて、無報酬にしますよということを行ったわけですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 当初、やはり、規約はないんですけど、募集するときに払うようなことで募集はしていましたが、近年、いろいろな会議や協議会で重なるものから、いろいろ近隣の市町を調査したところ、ほとんどが無報酬でいくと聞いたものから、今回話をさせていただいて御理解いただいたものから、無報酬とさせていただきます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その関連で、近隣で無報酬だから無報酬で募集するならわかるんですけど、有償ですよ、報酬、出ますよと言って募集しておいて、集まったところで近隣が無報酬だからといってなしにします。それは、その場で、いや、報酬、下さいとはなかなか言えないので甘んじて、そういうことは反論はされなかったかもしれませんが、随分失礼な話だと思いますので、こういうことをされるのであれば翌年度からとか、翌年度がないのかもしれませんが、何かその辺りは気をつけて募集をしないと、豊明市は、非常に失礼だという、そういうイメージになってしまいかねないので、これは質疑にしなきゃいけない、そのことについてはどう思われますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木英樹君） 委員のおっしゃるとおりです。以後気をつけます。済みません。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 45ページの環境衛生事業の新エネルギーの推進員会の委員報酬について聞かせてください。

予算のほうでは太陽光発電の、ここの委員会の中では審議されなかったみたいなんですけど、23万減となっています。27年度の推進委員会でどのようなことが行われたんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

宇佐見環境課長。

○環境課長（宇佐見恭裕君） 27年度は4回実施しております。1度目が省エネナビについて、それから、2回目が経過報告と、あと、太陽光発電の市有地貸出事業、阿野のところなんですけど、そちらの現地視察を行っております。それから、11月のときがエコポイン

トプロジェクトについて、それから、2月3日が環境学習プロジェクト経過報告についてということで、延べ26名の募集の方が出席しております。

以上でございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連なんですけど、細かい、こういう事業をやりましたというような、委員会で計画書自体を直そうとか、そういう話し合いはされなかったんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

宇佐見環境課長。

○環境課長（宇佐見恭裕君） 本年度がちょうど2年を経過して、1年目、2年目の、要は実証についてお話をさせていただきました。計画の見直しについてということについては、まだそこまで言及はしておりません。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 確認ですけれども、45ページの一番下の地中熱利用空調システムで、これは1,000万円ぐらい予定よりも安く入札されているわけですが、予定どおりの18本、100メートル打って、性能的にも問題なくできそうか、今まで、年度内の完成ということだったと思いますので、ある程度工事が進んでいると思いますが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

宇佐見環境課長。

○環境課長（宇佐見恭裕君） 地中熱のほうの工事のほうですが、一応3月22日に完了の検査の予定をしております。実際のところ、もう今、7月7日のほうに熱源も入れかわりまして、今まだこの時期だものですから……。

（7月7日という声あり）

○環境課長（宇佐見恭裕君） ごめんなさい、3月7日です。3月7日に熱源のほうを交換させていただきました、まだ寒い時期ですので、もうエアコンを今テスト運用で行っております。現段階においてはおおむね良好ではないかというふうな考えでおります。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 同じようなことで、63ページで上がっている消防庁舎屋根防水等改修工事費、これも見込みよりかなり安く落札されたわけですが、これはかなり複雑な漏水が起きていて、これを果たしてこれだけ安くてちゃんと直せるのかなという心配もあったんですが、これも工事は終わっていますかね。問題なく、その後漏水が発生して、また補修していますなんていうことはないかどうか、ちょっと確認なんです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） これも一応3月11日に完了検査を済ませまして、今のところ、その後雨が降りましたが、雨漏り等はございません。

以上でございます。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 補正予算については、4号について賛成の立場で討論いたします。

資料、大変ありがとうございました。見やすく、非常にわかりやすかったです。

この件でお願いなんです、まち・ひと・しごと総合戦略、加速化交付金、非常に、将来的にうまくやれば確実に効果が上がる事業ばかりだと思います。逆に言うと、そこまで終わっちゃえばもうワンウエーで終わってワンストップで終わってしまう可能性もありますので、特にマッチングとかセミナーの関係は、やはり商工会の皆さんとか後につながるように、起業しようとか就職したいなとか、そういう部分でしっかり働きかけていただきたいなと思います。

もう一点、社会整備支援補助金ですか、新築、新規に建てる社宅に対してですが、新たな投資をするというのは企業もなかなか大変だと思います。逆に、全然知らずに企業の方が市内に社宅をつくる可能性もありますので、しっかり各課で共有して、該当するのに漏れているようなことがないように、しっかり周知は図ってください。

また、観光についてですが、今、若い方が戦国ブームで、どこかの会社とコラボをやってるところも御存じだと思うんですが、何かきっかけですごく爆発的にヒットする可能性もありますので、何かそういう細かいことでも参考にできることがあれば、特にネットというのは可能性も非常に高いものですので、しっかりしていただきたいことを要望いたします。

以上で終わります。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 賛成討論をいたします。

1点だけ、観光関係、割合と目に見える形で予算化されているということで、遂行あるのみ。豊明のいいところを発信する本当にいい機会だと思いますので、商工会のほうとも連携を密にしながら頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 賛成の立場で討論をいたしますが、この中でも商工費の補助事業、事務事業というところに関しては、昨年の小規模企業の条例制定に基づき、いろいろ工夫されたところかなと思っております。基本理念というところもありますけど、小規模企業、事業者がやればできるんだという観点をもっと引き立てていただけるような、さらに活性支援、そして、ちょうど、これ、関係ないかもしれないですけど、消防もおられますので一言申し上げたいのが、やはり団員不足というところもこの辺は1つ共通するものがあると思いますので、どうかこの辺の事業を運営するに値して、やはり、課は離れていますけど、いろいろと連携をとりながらやって、団員の確保のほうも努めていただきたいなと思っております。

そして、あと観光費なんですけど、古戦場まつりということでございますが、これも、私、何年前かわからんですけど、自分自身が今川義元をやったことがありますして、あのころに比べると物すごい人が戻ってきていると思います。なので、これ、日本に3つしかない三大古戦場の1つでありますので、もっと大きくPRというふうで考えても全然構わないと思いますので、どんどん桶狭間を3つの中の一番に近づけるような気持ちで頑張っていて、賛成の討論といたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 いろいろ質疑させていただいて、特に疑問も大体解消されたので賛成なんですけど、1点だけ、繰越明許になって来年度に回っている分というのは、来年度の使われる予算の中でもかなり意味合いの強いものだと思うんですけど、その割には、今回、早川委員が請求してくださって関連資料が出てきましたけれども、非常に質疑のもとにする資料というのがほとんどない状態で、これはやはり事前に、かなりメインの事業になってく

るので、こういった説明資料というのはこちらが要求しなくてもぜひ用意しておいてほしいなというふうに、今後のことも含めて、その点だけ指摘をして賛成といたします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

午後 2 時 4 分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第48号 平成27年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、既に本会議場で下廣都市計画課長より説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 7ページが一番上、使用料徴収事業というところで310万円の減、料金徴収等委託料で減になっている。この場所というのは、名古屋市のほうへ流すところの件ですよね、これ。それが1点と、徴収料が減になるというのは、余り皆、水を使わなかったということか、それとも特別な理由があるのかなと、そういうことです。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 7ページの説明欄の一番上、料金徴収等委託料310万円の減でございますが、こちらは、名古屋市と豊明市、南館のあたりなんです、そちらで、

おおむね22ヘクタールの区域の水が名古屋市へ流させていただいていると、その委託料になります。

平成26年度に、実際に年間で15万トンほどの水が流れておりました。平成27年度に至っては14万トンですので、1万トンぐらい実際に減ったという現象が起きております。それで減をさせていただいたんですが、その主な原因は、大規模事業者というか、水をたくさん使っていただくところが、たまたま26年度多かったのかなと。25年度と比較しても26年だけがちょっと突出していたというような状況です。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そのページの一番下の境川流域下水道維持管理費負担金ですけど、これ、県への負担増ということですけど、これ、詳細をもうちょっと詳しく、どういう増だったのかというのを教えてもらえますか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） こちらは、県の浄化センターへ実際に豊明市から流れ込んだ汚水量、これが当初予定していたものよりも年間で8万5,000トンほどふえたというのが現状でございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今の関連ですが、これを見ると境川流域下水道維持管理ですよ。維持管理ということは維持だから、これからつくるものの負担金、下水道にかかわって、これからまだまだ十分、まだ何流域か何かつくらないかんという話だったけど、それはもう全然関係ないということですかというふうな質問です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 維持管理の負担金でございますので、浄化センターを維持していくための人件費とか、管理にかかる費用の負担金です。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その件で、今回の増というのはもう純粹に処理してもらう量がふえた分だけで、特別に何か工事が発生したというものはないんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） 維持管理の負担金でございますので、先ほど申しましたように、積算する県のほうから負担金がこの額ですよという決定が来るのが量に対してです。単純に先ほど申しました8万5,000トンがふえたということです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 7ページの下のところの管渠清掃等委託料も300万8,000円減になります。これ、もともとは1,900万が1,600万になったのかなと思うんですが、これは入札残なんですか。これは入札残なのか、清掃ですので汚泥とか泥土の処理なのか、管の工事なのか、これ、どういうふうなんですか。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長（下廣信秀君） これは管渠の清掃費用で、今年度、本管の清掃がほとんどありませんで、本管から各家庭へ入る取り付け管の4カ所だけの清掃でしたので、執行残ということをお願いします。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第48号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号 平成27年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましても、既に本会議場で下廣都市計画課長より説明を

受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 7ページ、ちょうど真ん中の排水施設維持管理事業、これも維持管理ですが、調査測量等委託料の407万円の減は、委託料の減というのはいつも不思議に思うんですが、これ、何かということと……。まず、それ、聞きます。お願いします。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長(下廣信秀君) こちらの407万円の減額の理由でございますが、農集排の公共下水道への統合を考えておりました、そうすると、農集排施設の財産を国のほうに処分するというので、申請書を作成する予定でございました。この407万円の内訳が、本管、管渠と浄化槽を含めて、全ての施設を申請してほしいというようなことで動いておりましたが、最終的に浄化センターだけが廃止に結果としてなりますので、その分だけの財産処分の図書が必要だということで、その分であれば職員でできたということで、その分を減にさせていただきました。

以上です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そのページのその段の一番下の集落排水工事費がほぼ半減になっているんですけど、これはどんな事情でしょうか。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長(下廣信秀君) こちらは、マンホールのふたとか、あと、管渠の維持修繕に使う費用で、当初予算でマンホールのふたを8カ所ぐらいの予定をしておりましたが、実際は4カ所程度で済みましたので、その分の減額をさせていただいております。

以上です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第50号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第50号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 平成27年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましても、既に本会議場で下廣都市計画課長より説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 7ページ、一番上の営繕工事費、減ですけど、この言葉としてはわかるんですが、営繕工事費、これ、どこの営繕工事ですかね、場所は。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長(下廣信秀君) 27年度に限って言いますと、前後駅の北側の市営駐車場の工事費、27年度一時休止していたものを再開させましたので、その工事費の残がほとんどでございます。

以上です。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連して聞かせていただきますが、フラット板とか、全て新品に交換したということなんですか。

○建設消防委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

下廣都市計画課長。

○都市計画課長(下廣信秀君) 全て新品に交換しました。

以上です。

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号につい

ては、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設消防委員会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設消防委員会

委員長